

公益社団法人 茨城県作業療法士会

定 款

令和8年6月14日 施行

公益社団法人茨城県作業療法士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人茨城県作業療法士会と称する。

(目的)

第2条 本法人は、作業療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、作業療法の普及向上を図り、もって県民の衛生・健康・心身の向上に寄与することを目的とする。その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
- (2) 県民の健康の増進及び障害並びに疾病の予防に資する事業
- (3) 障害者の支援を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の向上を目的とする事業
- (5) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (6) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (7) 作業療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (8) 作業療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (9) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は茨城県内において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 本法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

(公告方法)

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 本法人は、法人の機関として、代議員総会、理事会、理事及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本法人の会員は、次の3種をもって構成する。

- (1) 正会員 茨城県内に勤務又は居住する理学療法士及び作業療法士法第3条の規定による作業療法士の免許を有する者で、本法人の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本法人に多大の功績があった正会員で、理事会の推薦を受け、代議員総会の承認を得た者

(4) その他の会員については、常任理事会又は理事会において別に定める

(会員の資格の取得)

第7条 本法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、代議員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（代議員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対して、除名の決議を行う代議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 正会員及び名誉会員が、作業療法士の免許を取り消されたとき。

第3章 代議員

(代議員)

第13条 本法人は、代議員をもって法人法上の社員とする。

2 本法人の代議員は、医療圏ブロックごとに、正会員の中から、概ね20人に1人の割合をもって選出する。端数の取扱いについては理事会で定めるものとし、1医療圏ブロックに1名以上を選出することを要する。

3 代議員を選出するため、各医療圏ブロックにおいて正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(辞任)

第14条 代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第10条ないし第12条に基づき、本法人の正会員でなくなったとき。

(2) その他解任すべき正当な事由があるとき。

第4章 代議員総会

(構成)

第16条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の資格の喪失
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他代議員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第18条 代議員総会は、定時総会として毎年度、事業終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員総会を招集するには、代議員に対して代議員総会の目的である事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して、2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

3 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対して代議員総会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から30日以内の日を開催日とする代議員総会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 代議員総会の議長は、当該代議員総会において出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第21条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の資格の喪失
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、それぞれ候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第23条 代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により議決権を行使し、他の代議員に委任することにより議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び代議員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、4名以内を専務理事、8名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事を選任方法)

第26条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

(会長の選定方法)

第27条 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(副会長、専務理事及び常任理事の選定方法)

第28条 副会長、専務理事及び常任理事は、会長が推薦し理事会の承認を得て理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(役員責任)

第 33 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(役員報酬)

第 34 条 理事及び監事に対して、代議員総会において定める総額の範囲内で、代議員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第 35 条 本法人に、任意の機関として 3 名以内の顧問及び 3 名以内の相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会において選任し、任期は理事に準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 顧問は、正会員以外から選任し、理事会の求めに応じて、本法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
 - (2) 相談役は、正会員の中から選任し、会長の諮問に応え、本法人の運営に協力する。
- 3 顧問及び相談役においては、無報酬とする。
- 4 顧問及び相談役の取り扱いについて、その他の必要事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第36条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 会長は、必要に応じて理事以外の正会員を理事会に出席させることができる。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第41条 本法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 会長は、副会長、専務理事及び常任理事以外の正会員を、必要に応じて常任理事会に出席させることができる。

(招集)

第42条 常任理事会は、常任理事が招集する。

- 2 常任理事が欠けたとき又は常任理事に事故があるときは、副会長が常任理事会を招集する。

(常任理事会の決議)

第43条 常任理事会の決議は、会長、副会長、専務理事及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常任理事会の権限)

第 44 条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会での検討事項の確認
- (2) 業務執行理事の職務に関する執行の確認
- (3) 理事会決議を必要としない法人事業全般の決裁

(常任理事会議事録)

第 45 条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

2 出席した会長、副会長、専務理事及び常任理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 46 条 本法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得て、全正会員に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時代議員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 本定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 51 条 本法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消しに伴う贈与)

第 52 条 本法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、代議員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 雑 則

(委任)

第 54 条 本定款に定めるもののほか、本定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成 27 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和 4 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

1 この定款は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。